

広島県告示第七百九十六号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急医療機関として認定した。

令和二年七月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
島の病院おおたに	一 江田島市能美町中町四七一	令和五年七月一日	更新